

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第5号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付等)</p> <p>第22条 公安委員会は、前条第1項に規定する選任の届出があった場合において、当該届出に係る安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項又は第2項に規定する要件を備えているときは、別記様式第21号の<u>安全運転管理者証又は副安全運転管理者証（以下「管理者証」という。）</u>を交付するものとする。</p> <p><u>2 管理者証の交付を受けた者は、当該管理者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに、別記様式第21号の2の再交付申請書を前条第1項の警察署長を経由して、公安委員会に提出し、管理者証の再交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 管理者証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該管理者証（第2号に該当するときは、発見し、又は回復した管理者証）を前条第1項の警察署長を経由して、公安委員会に返納しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 安全運転管理者等を解任されたとき。</u></p> <p><u>(2) 管理者証の再交付を受けた場合において、亡失した管理者証を発見し、又は回復したとき。</u></p> <p>別表第1の3（第13条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道30号瀬戸中央自動車道略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道32号</td> <td>高松市田村町字中川原426番3地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手506番2地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>丸亀市綾歌町岡田下字大縄1708番1地先から 丸亀市綾歌町岡田下字大縄1708番1地先まで</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道30号瀬戸中央自動車道略		一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手506番2地先まで		丸亀市綾歌町岡田下字大縄1708番1地先から 丸亀市綾歌町岡田下字大縄1708番1地先まで	<p>(安全運転管理者等の証の交付)</p> <p>第22条 公安委員会は、前条第1項に規定する選任の届出があった場合において、当該届出に係る安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項又は第2項に規定する要件を備えているときは、別記様式第21号の管理者証を交付するものとする。</p> <p>別表第1の3（第13条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道30号瀬戸中央自動車道略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道32号</td> <td>高松市田村町字中川原426番3地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手506番2地先まで</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道30号瀬戸中央自動車道略		一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手506番2地先まで
路線名	区 間														
高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道30号瀬戸中央自動車道略															
一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手506番2地先まで														
	丸亀市綾歌町岡田下字大縄1708番1地先から 丸亀市綾歌町岡田下字大縄1708番1地先まで														
路線名	区 間														
高速自動車国道四国横断自動車道～一般国道30号瀬戸中央自動車道略															
一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手506番2地先まで														

丸亀市綾歌町岡田東字大縄1828番1地先から
丸亀市綾歌町岡田上字重永下1570番1地先まで

一般国道193号～臨港道路経面4号臨港線 略

一般国道193号～臨港道路経面4号臨港線 略

別記様式第21号 (第22条関係)

(表)

管理者番号	事業所名

注意事項

- この管理者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して香川県公安委員会に申請し、再交付を受けること。
- 解任されたときは、その日から15日以内に自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して香川県公安委員会に返納すること。
- この管理者証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

第 号

安全運転管理者証
副安全運転管理者証

事業所名
氏 名

道路交通安全法第74条の3の規定による 安全運転管理者 であることを証する。
副安全運転管理者

年 月 日

香川県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列6番とする。

別記様式第21号 (第22条関係)

第 号

安全運転管理者証
副安全運転管理者証

事業所名
管理者名

道路交通安全法第74条の3に規定する 安全運転管理者 であることを証する。
副安全運転管理者

年 月 日

香川県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

講習受講記録

年 月 日	受 講 内 容	証 明 印

年 月 日	受 講 内 容	証 明 印

別記様式第21号の2 (第22条関係)

安全運転管理者証 再交付申請書 副安全運転管理者証		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
申請者氏名 ㊟		
道路交通安全法施行細則第22条第2項の規定により 安全運転管理者証 の再交付 副安全運転管理者証 を申請します。		
安全運 転管理 者等	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
自動車 の使用 の本拠	名 称	
	位 置	
申 請 理 由		

- 備考 1 申請は、再交付を受けようとする本人が行うこと。
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 不要の文字は、横線で消すこと。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第21号による管理者証は、改正後の別記様式第21号による安全運転管理者証又は副安全運転管理者証とみなす。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

- 3 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
法令等	条項号	内 容		公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内 容		公安委員会	警察本部長
1～29 略					1～29 略						
30 道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第4条第1項～第114条の3 略				30 道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第4条第1項～第114条の3 略					
	(1)～(12)	略					(1)～(12)	略			
	(13) 道路 交通法施行細則（ 平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第21条第2項 略					(13) 道路 交通法施行細則（ 平成12年香川県公安委員会規則第3号）	第4条第1項第3号カ～第21条第2項 略			
		第22条 第1項	管理者証の交付		○			第22条	管理者証の交付		○
		第22条 第2項	管理者証の再交付		○						
		第22条 第3項	管理者証の返納の受理		○						
		第23条第2項～第113条 略						第23条第2項～第113条 略			
	(14)・(15)	略					(14)・(15)	略			
31～99 略					31～99 略						
備考 略					備考 略						